

消費者庁における行政機関の保有する個人情報の保護に関する

法律に基づく処分に係る審査基準

〔平成21年9月1日〕
〔消費者庁訓令第23号〕
最終改正 平成29年5月30日

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、消費者庁長官が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定は、以下のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報（法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報及び法第44条の2第3項に規定する削除情報に該当するものを除く。以下同じ。）に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に開示する必要があると認めるとき。
- 2 開示しない旨の決定は、以下のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報すべてが不開示情報に該当し、すべて不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 法第17条の規定により保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を、消費者庁（法第46条の規定により、その長が権限又は事務の委任を受けた部局又は機関にあつては、当該部局又は機関）において保有していない場合又は法第45条第2項に該当する場合若しくは開示請求の対象が法第2条第5項に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - (4) 開示請求の対象が、法第45条第1項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合

(5) 開示請求書に法第13条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求にかかる保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

- 3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第7 権利濫用に当たるか否かの審査基準」に、それぞれ基づき行ふ。

第2 保有個人情報該当性の判断基準

開示請求の対象が法第2条第5項に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行ふ。

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 特定の個人を識別することができる記述等

他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。代表的なものとして、氏名、生年月日、住所、家族構成、学歴、職歴、財産、購入履歴などがある。また、法第2条第4項に規定する要配慮個人情報もこれに当たり、代表的なものとして、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、被害歴、障害などがある。

なお、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位、その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、生存する個人に関する情報に限られるが、死亡した個人に関する情報であっても、生存する相続人等の情報と解される場合は、個人情報に含まれるときがある。

(2) 法第2条第3項に規定する個人識別符号（2類型）

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することが

できるものをいう。代表的なものとして、DNA塩基配列、容貌、虹彩、声紋、指紋、歩行態様などを符号化したものがある。

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるものをいう。代表的なものとして、旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、個人番号、被保険者番号などがある。

2 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。

4 「行政機関が保有している」とは、当該行政機関が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態）をいう。

したがって、例えば、個人情報記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

5 「行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録媒体等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

1 開示請求者に関する情報（法第14条第1号）についての判断基準

法第14条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的なケースに即して慎重に判断するものとする。

- 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号）についての判断基準
- (1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号本文）については、以下を踏まえ、判断する。
- ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第14条第3号の規定により判断する。
- イ 「記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。
- ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。
- エ 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」には、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合が該当する。照合の対象となる「他の情報」は、以下に該当するものをいう。
- (ア) 公知の情報
- (イ) 図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報
- オ 「個人識別符号」については、前記第2の1(2)を参照。
- カ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。
- (2) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第14条第2号イ）については、以下を踏まえ、判断する。
- ア 「法令の規定」は、以下のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) 何人に対しても等しく当該情報を開示することを求めている規定
- (イ) 特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定
- イ 「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているもの」には、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。
- ウ 「知ることが予定されている情報」には、実際には知らされていないが、

将来的に知らされることが予定されているものが該当する。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第2号ロ）には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

- (4) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第14条第2号ハ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報が該当する。このうち、その職名と職務遂行の内容は、不開示情報とはしないこととする。

イ 公務員としての職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、次に掲げる場合その他の特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法第14条第2号イに該当し、開示するものとする。

(ア) 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなる場合

(イ) 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなる場合

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号）の判断基準

- (1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第14条第3号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織や事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 法人等の構成員に関する情報

(エ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であつて、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報に該当するかどうか判断するものとする。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第3号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第14条第3号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が該当する。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に行う。

なお、この「おそれ」があるというためには、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

(4) 任意に提供された情報（法第14条第3号ロ）については、以下を踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件の下に任意に提供された情報であっても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であつて、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた情報を含む。

イ 「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は該当しないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合が該当する。

ウ 「開示しない」には、法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「開示しないとの条件」は、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

オ 「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等または事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

4 国の安全等に関する情報（法第14条第4号）の判断基準

国の安全等に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「国の安全が害されるおそれ」には、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）が該当する。

イ 「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等も該当する。

ウ 他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」には、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ及び以下に掲げる場合など、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれが該当する。

（ア）開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる場合

（イ）他国等の意思に一方向的に反することとなる場合

（ウ）他国等に不当に不利益を与えることとなる場合

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」には、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれが該当する。

オ おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報についての判断に当たっては、以下を踏まえて行う。

（ア）開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある

情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に当たり、高度の政策的判断を要するとともに、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を必要とする。

(イ) 行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）を行う。これを行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を必要とする。

5 公共の安全等に関する情報（法第14条第5号）についての判断基準

公共の安全等に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「犯罪の予防」には、犯罪の発生を未然に防止することが該当する。

イ 「犯罪の鎮圧」には、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること及び犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることが該当する。

ウ 「犯罪の捜査」には、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することが該当する。

エ 「公訴の維持」には、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動が該当する。

オ 「刑の執行」には、刑法（明治40年法律第45号）に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することが該当する。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第14条第5号に該当する。

カ 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」は、以下に該当する場合をいう。

(ア) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行に支障を及ぼすおそれ

(イ) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定されているものであって、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関して支障を

及ぼすおそれ

(ウ) テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ

(エ) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれ
キ 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するかどうかの判断に当たっては、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報の性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を必要とする。

6 審議、検討又は協議に関する情報（法第14条第6号）の判断基準

審議、検討又は協議に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、以下に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたものなどが該当する。

(ア) 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等

(イ) 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

(ウ) 審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれが該当する。

エ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが該当する。

オ 上記イからエまでにおける「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることが該当する。なお、これに該当

するかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で行う。

カ 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後であっても、以下の場合には、該当するかどうかの判断を行うこととする。

(ア) 当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合

(イ) 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合

(ウ) 当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

7 事務又は事業に関する情報（法第14条第7号）についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第14条第7号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより行う。この判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で行う。

イ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものを必要とする。

ウ 「おそれ」の程度は、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第14条第7号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「監査」には、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることに該当する。

イ 「検査」には、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることに該当する。

ウ 「取締り」には、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することに該当する。

エ 「試験」には、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことに該当する。

オ 「租税」には、国税、地方税が該当する。

カ 「賦課」には、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることに該当する。

キ 「徴収」には、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることが該当する。

ク 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、具体的には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合

(イ) 事前に開示すると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがある場合

(ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるような場合

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第14条第7号ロ)については、以下を踏まえ、判断する。

ア 「契約」には、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることが該当する。

イ 「交渉」には、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことが該当する。

ウ 「争訟」には、訴訟、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てが該当する。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

(イ) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがある場合

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第14条第7号ハ)は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合

(イ) 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害

するおそれがある場合

- (5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第14条第7号ニ)には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。
- (6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第14条第7号ホ)には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第15条の規定に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第15条第1項)については、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合には全体を不開示とする。

- ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合

- イ 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合

- ウ 電磁的記録に記録された保有個人情報において既存のプログラムで容易に区分して行うことができない場合(電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合に限る。)

- エ 上記に準じる場合

- 2 個人識別性の除去による部分開示(法第15条第2項)については、以下を踏まえ、判断する。

- (1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、以下のアの場合には該当し、イの場合には該当しない。

- ア 個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのない場合

- イ 作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない

限り、法第14条第2号に規定する不開示情報に該当しないため、法第15条第1項の部分開示の規定を適用して開示することである。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第16条の規定に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合かどうかにより行う。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第17条）は、以下に掲げる場合に行うこととする。

- 1 開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合
- 2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合

第7 権利濫用に当たるか否かの審査基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。

行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たるものとする。

第8 訂正決定等の審査基準

法第27条第1項の規定に基づく訂正請求に基づき、保有個人情報の訂正が妥当かどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 訂正決定又は訂正をしない旨の決定は、訂正請求の対象が、法第27条第1項各号に該当しない場合には行わない。
- 2 行政機関の長は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行う。
- 3 評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定を行う。

第9 利用停止等の審査基準

法第36条第1項の規定に基づく利用停止請求に基づき、保有個人情報の利用停止が妥当かどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定は、利用停止請求の対象が、法第27条第1項各号に該当しない場合には行わない。

2 利用停止をする旨の決定は、保有個人情報（法第27条第1項各号に掲げるものに限る。）について法第36条第1項第1号又は第2号に該当する事実があると行政機関の長が認めるときに行う。ただし、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合には利用停止をしない旨の決定を行う。

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日消総総第97号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日消総総第209号）

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。